

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダラ北海道日本海

2. 意見表明の申出者

氏 名	玉置泰司
所属又は職業等	一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

県別・魚種別・漁業種類別統計は、現時点で農林水産省 HP により令和元年度以降しか公表されていない。TAC がどの県でどの漁業種類で設定されるのかを予測するためにも、少なくとも直近 3 年分については公表を行うよう要望する。農林水産省 HP による全魚種の公表が間に合わない場合、せめて資源評価報告書には掲載して欲しい。特に同一の都道府県で複数の系群が漁獲される場合、農林統計だけでは内訳がわからない。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

同系群は、マダラ北海道太平洋系群との分布の境界が松前町内で設定されている。集落によりそれぞれの系群を漁獲しているという扱いであるが、あくまでも便宜的なものであり、実際の分布を明確に地図で区分できるものではない。DNA 分析等により、両系群の分布境界は科学的根拠に基づくものであるのか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

マダラのように複数の系群が分布を接している場合、どちらか一方の系群で TAC が上限に達する場合、別の系群が漁獲される可能性も考慮すべきである。また、両系群とも TAC が上限に達した場合で、マダラの漁獲制限が行われる場合、定置網でマダラが混獲した際に、マダラの水揚げが一切認められなくなると、箱網内の魚種構成としてマダラが大半である場合であれば逃がすことも可能であるが、その他の魚種の割合も多い場合には、定置網の漁法特性から他の魚種の水揚げも困難になってしまう。そのような場合にはマダラの混獲水揚げも認めるようにして欲しい。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

DNA 分析等で系群の判別が可能であるのかどうか。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--